

協議事項（２） 海部医療圏保健医療計画の中間見直しについて

1 趣旨

愛知県地域保健医療計画（以下、「県計画と言う。」）の中間見直しに伴う医療圏計画の中間見直しを行う。

医療法第30条の6の規定により、医療計画は必要があると認めるときは、3年ごとに中間見直しを行うものとされており、本来であれば令和3年3月までに見直しが必要であったが、国通知※に基づき、令和3（2021）年度中に見直しを行うこととされた。

2 今回の見直しのポイント（医療圏計画）

別添「現行医療圏計画からの主な見直し点及び見直し理由」のとおり

3 策定期等

- 県計画は、国通知※に基づき、令和3（2021）年度中に策定する。
- 中間見直し後の計画期間は、令和5（2023）年度までとする。
 《参考》 現行計画：平成30（2018）年度～令和5（2023）年度（6年間）
- 医療圏計画は、県計画から半年遅れで策定作業を開始することにより、県計画の記載内容を反映し、県計画と同じく令和3（2021）年度中に策定する。ただし、新型コロナウイルス感染症対策業務に注力するため、調査や照会等の労力を要する作業については、実施可能な範囲で取り組むこととする（令和3年6月25日付け県保健医療局長通知）。

※ 令和2（2020）年5月12日 厚生労働省通知

医療計画の中間見直しについて、「今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、（中略）見直しの議論を令和2年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降になったとしても差し支えないものとする。」

4 医療計画の見直しスケジュール

年 月	県計画	医療圏計画
R3. 3 月	医療審議会にて原案決定	
5～6 月	パブリックコメント実施	
（8 月下旬 ～9 月上旬）		（海部圏域保健医療福祉推進会議 の書面開催により原案検討）
（11 月上旬）	（医療審議会にて最終案審議）	（医療審議会にて原案決定）
（12 月～ R4. 1 月）		（パブリックコメント実施）
（2 月）		（海部圏域保健医療福祉推進会議 により修正案検討）
（3 月）	（医療審議会への答申、策定）	（医療審議会への答申、策定）

現行医療圏計画からの主な見直し点及び見直し理由

※時点修正、文言修正、出典資料修正等を除く。

第1章 地域の概況

第1節 地勢

第2節 交通

第3節 人口及び人口動態

(3) 世帯構成 <<削除>>←県地域保健医療計画原案（R3.3.25策定、以下、「県計画」と言う。）に記載されておらず、整合性を図るため。

第4節 保健・医療施設

第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標

第1節 がん対策

がん 医療連携体系図 <<修正>>←県計画の記載内容と一致しておらず、整合性を図るため。

第2節 脳卒中対策

4 医療連携体制 <<修正>>←県計画と比較すると記載内容の具体性に欠けており、整合性を図るため。

脳血管疾患医療の状況（表2-2-2） <<修正>>←県計画に記載のデータ表との整合性に欠けるため。

第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策

第4節 糖尿病対策

4 医療連携体制 <<修正>>←県計画の記載内容と一致しておらず、整合性を図るため。

第5節 精神保健医療対策

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

施設基準の届出受理状況 <<追加>>←県計画に新規記載されており、整合性を図る（東海北陸厚生局）ため。

2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化

(2) うつ病・躁うつ病（双極性障害）

G-P ネットの稼働状況 <<削除>>←県計画から記載削除されており、整合性を図るため。

(6) 依存症

ギャンブル等依存症対策 <<追加>>←県計画に新規記載されており、整合性を図るため。

第6節 歯科保健医療対策

【現状と課題】 <<改訂>>←県計画記載内容の全体構成等との整合性を図るため。

第3章 救急医療対策

1 第1次救急医療体制

（休日）急病診療所の受付時間 <<修正>>←平日夜間及び土曜日の診療中止のため。

5 病院前医療救護活動（プレホスピタル・ケア）

AED設置数<<削除>>←市区町村ごとの設置数が把握されていないため（防災安全局消防保安課に確認）。

第4章 災害医療対策

第5章 周産期医療対策

第1節 周産期医療対策

第2節 母子保健事業

3 妊娠期からの切れ目ない支援

産後ケア事業<<追加>>←県計画に新規記載されており、整合性を図るため。

第6章 小児医療対策

第1節 小児医療対策

2 医療提供体制

医療施設数<<削除>>←県計画に記載されておらず、整合性を図るため。

第2節 小児救急医療対策

第7章 在宅医療対策

- 1 プライマリ・ケアの推進
- 2 在宅医療の提供体制の整備

1 在宅医療の提供

世帯構成別世帯数の状況<<削除>>←県計画に記載されておらず、整合性を図るため。

第8章 病診連携等推進対策

第9章 高齢者保健医療福祉対策

1 高齢者の現況

平均寿命<<削除>>←県計画に記載されておらず、整合性を図るため。

世帯構成別世帯数の状況<<削除>>←県計画に記載されておらず、整合性を図るため。

第10章 薬局の機能強化と推進対策

- 第1節 薬局の機能推進対策
- 第2節 医薬分業の推進対策

第11章 健康危機管理対策

※県計画の全体構成については、別添「〔愛知県地域保健医療計画〕全体構成」を御参照ください。

【愛知県地域保健医療計画】全体構成

医療計画目次				現行計画からの主な見直し点		関連事項
大項目	中項目	小項目				
第1部 総論	第1章 計画の基本理念	第1節 計画の背景、目的		・時点修正		主な会議
		第2節 計画の推進		・時点修正		
		第1節 地勢及び交通		・時点修正		
		第2節 人口及び人口動態		・時点修正		
第2部 医療圏及び基 礎病床数等	第3章 地域医療構想			・時点修正		
				・概要版を追加		
				・時点修正		
				・時点修正		
	第4章 外来医療計画【新規】			・時点修正		
				・時点修正		
				・時点修正		
				・時点修正		
	第1部 保健医療施設等の概況	第1節 保健医療施設等の概況		・時点修正		
		第2節 受療動向		・時点修正		
第3部 医療提供体制 の整備	第1章 保健医療施設の整備目標	第1節 2次3次医療の確保		・時点修正		5事業等推進部会
		第2節 公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方		・時点修正		
		第3節 地域医療支援病院の整備		・時点修正		
		第4節 保健施設の基盤整備		・時点修正		
	第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標	第1節 がん対策		・時点修正	健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会
		第2節 脳卒中対策		・時点修正	健康づくり推進協議会	
		第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策		・時点修正	健康づくり推進協議会	
		第4節 糖尿病対策		・時点修正	健康づくり推進協議会	
	第5節 精神保健医療対策			・時点修正	健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
	第6節 移植医療対策			・時点修正	健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
第4部 救急医療対策 災害医療対策	第7節 難病・アレルギー疾患対策			・時点修正	健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
	第8節 感染症・結核対策			・時点修正	健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
	第9節 歯科保健医療対策			・時点修正	健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
第5部 救急医療対策 災害医療対策	第10節 救急医療対策			・時点修正	健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会
				・時点修正	健康づくり推進協議会	
第6部 災害医療対策	第11節 災害医療対策			・時点修正	健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会
				・時点修正	健康づくり推進協議会	

医療計画目次			現行計画からの主な見直し点	関連事項
大項目	中項目	小項目		
第3部 医療提供体制 の整備(続き)	第5章 周産期医療対策	第1節 周産期医療対策	・目標値の修正(目標値の再設定) ・時点修正	5事業等推進部会、周産期医療協議会
		第2節 母子保健事業	・時点修正	母子保健運営協議会
		第1節 小児医療対策	・時点修正	
	第6章 小児医療対策	第2節 小児救急医療対策	・時点修正	5事業等推進部会
		第3節 小児がん対策	・時点修正	健康づくり推進協議会
	第7章 へき地保健医療対策		・目標値の追加(国指針に追加があったため) ・時点修正	5事業等推進部会、 へき地医療支援計画策定会議
		1 プライマリ・ケアの推進	・時点修正	5事業等推進部会、 在宅医療推進協議会
	第8章 在宅医療対策	2 在宅医療の提供体制の整備	・時点修正	在宅医療推進協議会
		1 医師確保計画【新規】	・概要版を追加	地域医療対策協議会
	第9章 保健医療従事者の確保対策	2 歯科医師、薬剤師	・時点修正	
		3 看護職員	・時点修正	
		4 理学療法士、作業療法士、その他	・時点修正	5事業等推進部会
		第1節 病診連携等推進対策	・時点修正	
	第10章 その他医療を提供する体制 の確保に関し必要な事項	第2節 高齢者保健医療福祉対策	・時点修正	
		第3節 薬局の機能強化と推進対策	・時点修正	
		1 薬局の機能推進対策	・時点修正	薬事審議会
		2 医薬分業の推進対策	・時点修正	薬事審議会
		第4節 保健医療情報システム	・時点修正	
		第5節 医療安全対策	・時点修正	医療安全推進協議会
		第6節 血液確保対策	・時点修正	献血推進協議会
		第7節 健康危機管理対策	・時点修正	

<参考：医療計画等に関する国の動向>

- 「医療計画の見直し等に関する検討会」(厚生労働省主催)において、令和2年12月15日に以下の報告がとりまとめられた。
- 「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方」
- ① 新興感染症等の感染拡大時における体制確保(医療計画の記載事項追加)
 ⇒ 広く一般の医療連携体制に大きな影響を及ぼし得る新興感染症等の感染拡大時の対応(一般病床等の活用など)を記載することを想定
 ⇒ 災害医療と類似していることから、いわゆる「5事業」に追加することが適当
 ⇒ 次の第8次医療計画(2024年度～2029年度)から「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する記載を盛り込むこととし、各都道府県における計画策定作業を進めることが適当
 ⇒ 厚生労働省において、(中略)「基本方針」(大臣告示)や「医療計画作成指針」(局長通知)等の見直しを行う必要あり
- ② 今後の地域医療構想に関する考え方・進め方
 ⇒ 基本的な枠組み(病床の必要量の推計・考え方など)を維持しつつ、引き続き、着実に取組を進めていく必要あり
 ⇒ 厚生労働省においては、(中略)この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定について検討することが適当